

令和8年度

山梨県介護支援専門員実務研修 開催要領

1 目 的

介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員を養成することを目的とする。

2 実 施 主 体： 山梨県

3 研修実施機関： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会に委託

4 対 象 者： 介護保険法第 69 条の 2 に規定する「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格した者

5 日程及びカリキュラム： 別添日程表のとおり

※オンデマンド配信実施科目は別途受講決定後に示される日程までに受講完了することが必要となるため、自身で確認のうえ受講すること。

・研修形態や日程・場所等の変更他、緊急のお知らせは山梨県介護支援専門員協会のホームページ等で案内する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】

6 受講申し込み

・申し込み先： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会(研修実施機関)

・申し込み方法： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会ホームページに掲載の令和8年度山梨県介護支援専門員実務研修 受講申し込みリンクから申し込む。

※詳細は、別添「申込方法及び受講までの流れ」を参照のこと。

・申し込み期日： 令和7年度以前の試験合格者は **令和8年 10 月 23日(金)まで 厳守**
令和8年度の試験合格者は **令和8年 12 月 3日(木)まで 厳守**

※期日を過ぎての申し込みは受け付けない。

※申し込み後、参加を取り消す場合は速やかに研修実施機関に連絡のこと。

7 受 講 料： 53, 000円(テキスト代を含む)

・納入期日： 令和7年度以前の試験合格者は **令和8年 11 月27日(金)まで 厳守**
令和8年度の試験合格者は **令和8年 12 月 4日(金)まで 厳守**

・納入方法

※「山梨県収入証紙」は令和7年度末を持って廃止(<https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/syousihaishi.html>)されたため、現金併用キャッシュレスレジまたは電子納付(やまなしくらしねっと)による納入とする。詳細な納付方法等は受講決定通知において案内する。

令和8年度合格者は、合格通知に同封、令和7年度以前の合格者には別途郵送する。

※一度納入された受講料は、いかなる理由でも返金もしくは翌年度への持ち越しはできない。

※研修会場までの交通費及び宿泊費等は、受講者の負担とする。

8 研修受講地

- ・介護支援専門員実務研修は、実務研修受講試験の受験地の都道府県で受講することを原則とする。
- ・試験に合格後、山梨県外へ転出等の理由で他の都道府県で受講を希望する場合は、山梨県健康長寿推進課【TEL:055-223-1450】へ、その旨相談のこと。

9 修了証明書の交付

- (1) 本研修の全科目を受講し、修了評価において合格基準に達していると認められた者に、修了証明書を交付する。
- (2) 課題の提出状況、試験、演習状況等により評価し、修得不十分と評価される場合は、補講やレポートの提出等で補う場合がある。
- (3) 次に該当する場合は、該当科目に係るカリキュラムを修了したとみなさないため、修了証明書が発行できないことがある。研修受講態度が著しく不良の場合は修了証明書を発行しない。

① やむを得ない事由がない遅刻や早退、途中退席した者

② 研修受講態度が不良な者

・研修の進行を妨げる行為をおこなった者

・講師等の指示に従わない者

・研修会場に迷惑をかける行為をおこなった者

・研修の参加者として好ましくない行為を行った者

例) 他者への攻撃的発言、講義と関係のない行動、演習に参加しない 等

③ 研修中の課題等を提出しない者

④ 課題等の提出期限を厳守しない者

⑤ 秘密保持義務を守らない等、介護支援専門員の義務や倫理を損なうような行為をおこなった者

また、受講要件を満たさないまま研修を受講した者については研修修了証明書を交付しない。

- (4) 全科目の受講を前提としているため、欠席・遅刻・早退等があった場合は、修了できないことを原則とする。但し、感染症・その他傷病や、身内の不幸等のやむを得ないと認められる事情により未受講となった場合に限り、次年度の補講等の代替措置を認める場合がある。(代替措置の時間数には上限(研修合計時間の1/3)があり。)

10 研修記録シート

本研修の受講及び修了にあたっては、研修受講前・後の到達度を確認するため、受講者が各自当該シートを作成することを必須とする。

※様式・提出方法等の詳細については、山梨県介護支援専門員協会のホームページを通じて別途案内する。

11 受講に必要なもの

課題様式の配付、課題の提出等は、インターネットを通じて行うものがあるため、次の環境が必要となる。

・インターネット接続環境

・電子メールアドレス

※研修期間中、研修内容に関わることや、緊急連絡等重要なメールを送信する場合があるため、Excel ファイル等が確実に送受信できる個人用のアドレスとする。

・マイクロソフト Excel・Word・PDF が使えるパソコン

※科目によってはオンライン研修を予定しているため、Zoom 会議の使用が可能であること。

12 受講にあたっての留意点

- ・遅刻・途中退席は原則として認めない。
- ・感染症蔓延防止の観点から、健康状態の申告、マスクの着用、手指のアルコール消毒、検温等、研修機関が指示する感染防止対策を徹底すること。
- ・換気等の都合で、室温調整が十分にできないことがあるため、衣服等で各自調整のこと。

13 個人情報について

本研修の申し込み、提出書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、山梨県介護支援専門員実務研修の修了証明書発行及び名簿登録業務等、研修の運営管理のみに使用する。

14 その他

- ・本研修は、「令和8年度山梨県介護支援専門員再研修・更新研修」と合同開催する。
- ・自然災害の発生等により、研修の開催もしくは継続が困難であると判断した場合は、日程変更等の措置をとる。
- ・研修に係る諸連絡、緊急の連絡事項等は、一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会のホームページ【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】にて周知する。

15 会 場： 別添日程表のとおり

オンデマンド研修、オンライン研修、集合研修があるので、留意すること。

16 オンデマンド研修を受講するにあたっての注意点

- ・令和7年度より、オンデマンド研修を取り入れて研修を実施する。
- ・本研修は、「講義(オンデマンド(e-ラーニング形式))」と「講義・演習(オンデマンド(e-ラーニング形式)+(集合形式))」を組み合わせ実施するため、以下に十分注意のうえ、受講すること。

○受講者

- ・法定研修は専門職として受講する研修であることから、主体的な姿勢で臨むことが求められます。
- ・オンデマンド研修は、研修の開催場所等に影響されることなく、介護支援専門員にとって必要な知識・技術を学ぶ機会を増やすことができるメリットがあります。
- ・一方、オンデマンド研修の効果を高めるには参加する環境と参加姿勢が大切であり、それは受講者が自ら整える必要があります。
- ・研修環境を利用する端末(パソコン等)と通信環境は、研修会場への移動手段や筆記用具のようなものであるため、受講者が自ら確保してください。
- ・また、受講に関する必要書類、資料等のダウンロード、プリントアウトに関する費用は受講者の負担となります。

(次のページにつづきます)

○受講者(つづき)

- ・これまでの集合形式の研修以上に事前学習を行う必要があります。特に演習前には事前に自分の考えをまとめておく必要があります。
- ・オンデマンドによる研修は、受講者の自主的な予習・復習等に充てる時間を別途考慮しているため、研修時間等の短縮が図られている科目があります。また、習得目標の達成と理解促進のため研修時間が延長されている科目もありますので、ご承知おきください。

○所属事業所

- ・更新研修等、業務上位置づけられている研修については、可能な限り労働時間として取り扱うようご配慮をお願いします。
- ・事業所からの受講の場合、事業所の機材・通信環境を利用することになります。各事業所の OA 機器や通信環境、セキュリティ環境によってはオンデマンド研修環境を利用するに当たって追加の取組が必要になることもあります。ご理解のうえ所属職員の資質向上に向けた取組のため、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ・研修受講者に対する研修の機会の確保のため、緊急の場合を除き研修受講者に電話をつなぐに

問い合わせ先

- ・研修に関すること …………… **一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会**
(TEL:055-222-1661/fax:055-222-1671)
- ・受講料の納入・証の登録に関すること… **山梨県健康長寿推進課 介護人材確保・育成担当**
(TEL:055-223-1450/fax:055-223-1469)